

荒川下流分散避難検討ワーキンググループ 規約 (案)

(趣旨)

第1条 本規約は、「荒川下流分散避難検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WGは、「荒川水系(東京都)大規模氾濫に関する減災対策協議会」規約第6条により設置された「荒川下流域を対象としたタイムライン(事前防災行動計画)専門部会規約第4条(所掌事項)「三 荒川下流TLの見直し・強化」の検討組織として位置づけ、モデル地区において分散避難のあり方と留意点を検討することにより、適切な分散避難の実現とその実効性を高めることを目的とする。

(検討事項)

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討を行うものとする。

- 一 浸水リスクに基づく分散避難のあり方
- 二 感染症等を考慮した分散避難の留意点
- 三 適切な分散避難の推進に資する施策
- 四 その他、必要な事項

(組織)

第4条 WGは、各行政機関等をもって組織する。

2 WGの構成は別表-1のとおりとする。

3 WGの組織の変更は、必要に応じてWGに諮って承認を得るものとする。

(公開)

第5条 WG及びWG配布資料は原則として公開とする。ただし、事務局の判断により非公開とすることができる。

2 WGにおける議事要旨は、WG後、事務局が作成し、構成員の承諾を得た上で、事務局のホームページにより公開するものとする。

(事務局)

第6条 WGの運営に係る事務を行わせるため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所品質確保・防災企画室および足立区危機管理部総合防災対策室災害対策課に置く。

3 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に必要な事項は、事務局がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、令和3年10月21日から施行する。

荒川下流分散避難検討ワーキンググループ 名簿

(座長)

東京大学大学院客員教授 松尾一郎

(アドバイザー)

日本赤十字北海道看護大学教授 根本昌宏

(構成員)

足立区 危機管理部 総合防災対策室長

足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課長

足立区 都市建設部長

足立区 都市建設部 企画調整課長

国土交通省 気象庁 東京管区气象台 総務部業務課 防災調整官

国土交通省 関東地方整備局 水災害対策センター長

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 総括地域防災調整官

(オブザーバー)

東京都 総務局総合防災部 防災計画課長

(事務局)

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 品質確保・防災企画室

足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課